

相続財産のご寄付に対し、 税の優遇措置が受けられます。



遺産を発展途上国の人々のために役立てることができます

NICCOは平成19(2007)年7月9日付けで、租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号に掲げる法人としての認可を受けました。相続財産のご寄付に対し、税の優遇措置が受けられます。財産を取得した方が申告期限(相続税の申告期限は相続開始後10ヶ月以内)までに相続財産をご寄付下さった場合には、その寄付金額には相続税が課税されません。

申告期限内にご寄付をお済ませの上、当会の発行する領収書および公益法人証明書とともに税務署にて相続税の申告をお願いいたします。
相続財産のご寄付をご検討の場合には、事務局までご相談下さい。

貧困削減、衛生、教育、職業訓練、緊急災害支援などの様々な支援事業を通じて、
困難な状況にある途上国の人々のために大切にに使わせていただきます。

NICCOホームページ: <http://www.kyoto-nicco.org/>

遺産によってあなたができること

- ・森林保護や温暖化防止といった環境問題に大きく寄与する植林等の事業に貢献することができます。
- ・アフリカの飢餓救済のために貢献することができます。
- ・困難な生活状況にある人々が、貧困削減、衛生、教育、職業訓練、緊急災害支援などの支援活動を通じて、経済的・精神的な自立を達成するために手助けすることができます。



~ NICCOへご寄付頂くと ~

事業を指定したご寄付が可能です。(例: マラウイ事業指定)
ご寄付の用途報告を必ず致します。



NICCOとは?

1979年の設立以来、途上国の人々の経済的・精神的な自立を図るため、環境保全型農業に基づく農村開発、職業訓練、緊急災害支援等の分野で活動を展開しています。

外務省許可社団法人
特定公益増進法人(寄付金控除)
租特法公益法人(相続財産の寄付控除)
国連経済社会理事会協議資格団体

お問合せ先

(社)日本国際民間協力会(NICCO)事務局(会員・支援者サービス係)
Tel:075-241-0681 Fax:075-241-0682 E-mail:info@kyoto-nicco.org